

大阪狭山市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年(2020年)2月25日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
松井康祐

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

- ・母子保健事業
- ・成人保健事業
- ・がん検診事業
- ・予防接種事業
- ・健康大阪さやま21計画推進事業
- ・健康づくり管理事業
- ・施設管理事業

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年12月31日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和2年1月10日から令和2年1月23日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、健康推進グループが所管する一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

健康推進グループが所管する施設内の樹木については、周辺住民から管理状態の改善要望等を受けることがないように、費用対効果の観点を踏まえ計画的で適正な施設管理に努められたい。